大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第三十一卷　第三號

昭和五年九月一日發行

（禁轉載）

論叢

法人配當源泉課税の長短……法學博士　神戸正雄

米國文化社會學……文學博士　米田庄太郎

貨幣の中心機能……文學博士　高田保馬

說苑

世界商品價格の決定……法學士　作田莊一

京都市に於ける米の小賣相場に就て……經濟學士　谷口吉彥

國家經費の轉嫁に就いて……經濟學士　小山田小七

雜錄

近世の人口について……經濟學博士　本庄榮治郎

支那に於ける水利經濟……經濟學士　大上末廣

ソウエート露西亞の都市財政……經濟學士　大谷政敬

地券について……經濟學士　黑羽兵治郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

經濟論叢　第三十一卷　第三號（通卷第百八十三號）　昭和五年九月發行

論叢

法人配當源泉課税の長短

神戸正雄

緒言（本論の目的）

第一段　源泉課税の長所（一）經濟上（A）法人企業投資の助長（い）大資産者の負擔輕小（ろ）配當金の再投資增大（は）個人負擔の間接に社員經濟内狀不立入（ほ）株式利廻明確（B）株式性質に適應（二）課税技術上（A）捕捉易逃脫難（B）徵税費小（C）課税物件範圍擴大（三）財政收入上（A）收入大（B）收入確實（四）公平課税上（A）物件の遺漏少（B）重複課税の回避（C）所得種類による差等課税（五）負擔關係上（A）負擔輕易（B）負擔便宜（六）道義政策上）

第二段　源泉課税の短所（一）所得及所得税の性質上（二）公平課税上（A）公平課税上の考慮難（い）其主論據（ろ）附帶施爲（B）轉嫁可能性（三）財政收入上（四）經濟上（五）課税技術上（六）社會政策上（七）負擔關係上）

結論（全文の要旨）

緒言

かねて法人配當金の第三種所得に於ける綜合課税を廢止して源泉課税に改められたいといふ希望が、實業家から出て居り、近時の經濟界の不況と共に、其聲が一層大となつた。尤も其の源泉課税といふ意味が、大正九年前の税法のように、第一種法人所得の處で、其税率を若干引上ぐることによりて(例之、其の普通所得の税を百分五から百分七半にでも改めて)之を行ふのか、其れとも、第二種所得の處で、公社債利子銀行預金利子貸付信託利益と一緒に、配當金への天引課税を行ふといふことにするのか、其處は不明であり、或は當業者としては其の何れにしても大差はなく、現在の如き、箇人に於ける綜合累進課税さへ免れることが出來、會社に於ける比例課税になりさへすれば、其れで良いのであらう。此二の法人に於ける課税方法には一長一短があるのだが、少くとも課税技術上、並に財政收入上には、第一種法人所得の處で取る方が選むべきである其方が社員に配當せられざる法人利益にも課し得るからである。兎に角、此所謂法人配當の源泉課税復舊案に對しては、既に學界からして幾多の人士が批評を出した。其が異口同音に反對の聲であつた。勿論、私自らも其結論には大體贊成するのであるけれども、從來諸士の源泉課税案に對する批評には極端に之を排擊するの嫌があつて、源泉課税のもつ反面の長所をあまりにも輕視

し過ぎるやの風がある。其れでは源泉課税論者の立場を氣の毒に思ふ。私は此際、其の長所短所を出來るだけ廣く考慮して、此問題を公平冷靜に批判して見やうと思ふ(註一)。其は事物を究明する學問上に有意義であるのみならず、實際當局者にも何等かの示唆を供し得るであらうと思ふ。

(註一) 法人課税については、私は既に法人に關する重複課税の問題(租税研究、第九卷九四頁以下)、並に、法人重複課税立法の分析(同上書、一一七頁以下)の二論文にて、大體の意見を述べて置いた。今茲に發表するのは、前記論文の再吟味であり、又其補修でもある。

第一段　源泉課税の長所

法人配當の源泉課税には、後にいふやうに重大な短所があるのではあるけれども、色々の長所もあつて、其に可なり重大なのもあり、其の何れかを高調し、少くとも時務に切實だと認めることによりて問題が決するのである。兎に角、此に重大なる長所のある事は先以て見逃してはならない。卽ち其は次のやうなものである。

(一)經濟上――此課税の長所中で最主要なるものは經濟上の其である。そして其の更に主たるものは

(A)法人企業投資の助長――といふことである。そして其の原因は何處にあるかといふと、

(い)大資産者に取りての負擔の輕小となるが爲め――といふのが其一である。現行我國所得税

法のやうに、法人よりの配當につき、法人の處で課税するのみならず、之が受領者たる自然人の處にて綜合課税をも行ふときに、小資産者細民にして極少額の配當金のみを受くるものに於ける負擔は極めて輕く、又は少くとも株主たる個人自身の處にては全く無負擔といふこともあつて、自然、此種の人々の法人企業投資を助長することとなるけれども、巨額の配當を受くるやうな大資本家に取りては、法人に於ける負擔と併せて見れば重複課税でもあり、二樣の負擔の合計は可なり大なるものともなり、彼箇人に於ける負擔のみにても頗る高い負擔となり得る。其の法人からしての配當所得の税が高くなるのみならず、此が源泉課税であつた場合に比しては、其他の彼の所得の税もが一層高い率を課せられることになる。其れだからして彼れ大資本家は其餘資を投下するのに、法人企業の持分を避けて、むしろ公社債、銀行預金、貸付信託のやうな比較的輕き一率の比例課税のかかるものを選むことになり（所得税無税たる國債を一層多く選むことにもなり）かくて法人企業投資を抑制するの結果となる。此が若し源泉課税のみとしたならば、少くとも、大資本家の法人企業投資を助長したであらう。或は現在のやうな綜合課税制の下にても、却つて爲めに輕税又は無税たり得るやうな小資産者の法人企業投資を助長することによりて、大資本家の回避を補ふて餘あるやうにもいふが、實際、此等の小資産者は概して企業投資の智識と意向との乏しきもので、受動的追隨的態度を採るものであるから、そして此大資本家が此投資の指導的

地位を占めるのであるから、綜合課税の下には、源泉課税の下に於けるよりも、法人企業投資を抑止する傾が強い。或は又、法人企業投資といふても、綜合課税下に抑止さるるのは法人の持分への投資であつて、社債への投資は却つて有利となるから、其れにて埋合せを得るやうにも考へらるるが、元來、社債投資は持分投資により制約されて居るのみでなく、二次的受動的のものでもあるから、其に於ける有利といふことは、法人企業投資の助長にとりては、持分投資に比しては輕きものとしなければならぬ。で全體上、綜合課税制下には源泉課税制下に於けるよりも、法人企業の發達は阻止されると見て良い(註二)。卽ち源泉課税に改めることによつて、法人企業の發達を助長する。そして近代的大企業は法人によるの外なく、大企業が産業の合理化の方向としては益々進められなくてはならぬとすると(註三)、源泉課税は一國經濟上の發展を促すが爲めには有利なものとして宜しい。

(註二) 法人の重複課税が法人の發達を阻止することについては、拙文、法人に關する重複課税問題註一一參照。[1]

(註三) 經濟上の發達にとりて、法人の重要なることについては、同上論文、註一〇參照。[2]

(ろ) 配當金再投資の多くなるが爲め——綜合課税下に有利とせらるる小資産者の受領する配當金は、其生活費の一部に供せらるる傾が大く、法人企業へ再投資する餘裕の乏しきものだのに、源泉課税下に有利となる大資本家の受領する配當金は、再投資に向けらるることの多い傾があ

1) 拙著、租税研究、九卷、105.
2) 同上

り、此點よりしても、前項にいふのと相待つて、源泉課稅が一層法人企業投資を助長するといふ長所を有つ。

（は）箇人負擔の間接となるが爲め——前々項にいふ如くにして、大資本家の負擔が源泉課稅下に、綜合課稅下に於けるよりも小くなつて、其爲め彼等の法人企業投資を刺戟するのみでなく、同額の負擔としても、綜合課稅なれば直接に負擔することになり、源泉課稅なれば其が間接の負擔となり、源泉課稅の方が綜合課稅よりも一層負擔感が輕易たり得ることになり（註四）、此點からしても、源泉課稅が彼の法人企業投資を刺戟し、隨て又、法人企業投資を助長するといふことになる。

（註四）源泉課稅の負擔輕易については拙文、給料稅論、註一九參照。[3]

（に）社員の經濟內狀に立入らざる爲め——綜合課稅だと、社員たる個人の經濟の內狀に立入つて詮議せらるることになるのに、源泉課稅だと、此の如きことなくして濟む。其れだけでも法人企業投資者として源泉課稅を一層樂に感じ、隨つて此場合に之が投資者が一層多くなる。卽ち此點からしても、源泉課稅が法人企業投資を助長することになる（註五）。

（註五）モルは、源泉課稅の利益を擧げて、此にては、收得者課稅原則と反對に、私的事情に租稅官廳の深き侵入の現はれざることにありと爲す。[4]

3）經濟論叢三十卷、六號、15
4）Moll, Lehrbuch der Fw. s. 489

(ほ)株式利廻計算の明確となる爲め――源泉課税下には、株式の利廻が明確で、法人投資の有利か否かを明かに認め得るのだからして、進んで之に投資することが多くなるけれども、綜合課税下には、之に參加する人の全き所得の大さ如何によりて負擔に非常な等差が出來、隨つては其株の利廻も一樣でなく、卽ち利廻採算が立ち惡く、適當なる評價が出來惡く、其點からしても人が投資を躊躇することになるを免れない。

(B)株券の性質に適應すること――それから源泉課税の方が、綜合課税よりも株券の性質に適應したものだといふことがある。株券には實際記名が多いけれども、併し債券と齊しく、一の流通證券である。記名者たる株主が何時までも之を所持すとは限らず、むしろ屢々其所有を轉輾し、他人に移すことのあり得べきものである。株主は或株を有つときに、必ずしも其特定の株に固執せず、利廻の變化、危險や利益の變化を比較し考量して、次ぎ次ぎと株を變へて投資するものである。つまり、彼が甲株、乙株へ投資して居るといふよりは、株式團、乃至は廣く流通證券又は有價證券團へ投資して居るのである。かかる物への課税としては、人的主觀的の課税としないで物的客觀的の課税とした方が適切である。其によりて其の流通性を一層多く發揮せしめることになる。卽ち此點からしては綜合課税よりも源泉課税を勸めることになる。

(二)課税技術上

(A)捕捉易逋脫難——株式には記名式が多く、隨つて箇人に於ける綜合課稅としても捕捉の出來ぬことはないけれども、併し其れでも多少は逃げられるといふことがあり得るし、特に些少ながら存する無記名の分には一層多く逃げられる可能性がある。然るに源泉課稅であれば、全部捕捉し得て逋脫はし惡い(註六)。

(註六)　源泉課稅法の捕捉易及其確實については拙文、給料稅論註六、法人に於ける源泉課稅の捕捉易については拙文、法人重複課稅問題、註二〇參照[5]

尙ほ、トランターは、逋脫豫防としての源泉課稅法の効力は疑ふべからず。此が恐らくは英國所得稅の大成功の主たる原因だと爲し、ニヨギも、源泉控除原則は、逋脫を有功に防止する大効果を有つと爲し、ロンペも、此が確實捕捉の見地よりの利益は爭ふべからずと爲し、スタンプは、源泉課稅は、少數の場合にのみ、個人申告の無力にして逃げ易き方法だと爲し、ジエーヅは、此が國庫にとり、逋脫を少からしめると爲し、モルは、他人の爲めに支拂ふ者は本人よりも一層進んで拂ふといふことありと爲し、テツシエマツヒアーは、納稅義務者と租稅國家との間の原始的且つ深き根據ある反對の爲めに、隨つて所得受領者に就き所得事情に關する必要なる說明を受くることの國家にとりての困難の爲めに、經濟經營の結果を、權利者にして受益者たる收得者、所得として且つ生活維持の土臺として結局歸屬する人の處で課稅することを止めて、利益對立の强からざる處にて前以て捕捉することは、頗る賢明にして且つ心理的に深き根據ある租稅觀であつたといふ。[6]

(B)徵稅費の少なきこと——綜合課稅の下にも、株式に記名の多き現狀にては、殆んど漏れなく摑めるといふ、捕捉易だといふけれども、其れにしても之が捕捉には相當に大な費用を要する。

5) 經濟論叢前出10—11. 拙著、租稅研究九卷、113.
6) Tranter, Evasion in taxation. p. 140. Niyogi, The evolution of the Indian income tax, p. 245, Rompe, Die ideengeschichtliche Entwicklung des Einkommen steuerproblems in Frankreich s. 97. Stamp, Problems of income tax administration. (Festgabe f. Schanz. II.) p. 302. Jeze, Cours de finances publiques 1928—1929. p. 383. Moll, a.a.O. s. 488—489. Teschemacher, Die

勿論、無記名の分には一層大な費用をも要する。然るに源泉課税なれば此が少くて濟む(註七)。

(註七) 此源泉課税の費用少きを得ることについては給料税論、註六參照。尙ほ、モルも、源泉課税の利益の一として之を擧ぐ。[7]

(C)課税物件の範圍の擴大——綜合課税下には、箇人が配當を受けたもののみに課税せられるが源泉課税だと、箇人に配當せられずして法人に留保さるゝものにも課税し得るといふことがある(註八)。此外、外人に配當せられるものも(註九)綜合課税からは逃れて源泉課税だと捕捉することを得るけれども、此は所詮、綜合制下にも、別に第二種所得として特別に課税されやうから特に擧ぐるには及ばぬ。それから綜合課税下に免税點以下となるべき分が、源泉課税にては掴めるといふことはあるが、其は全體上源泉課税の長所とはいひ兼ねる(公平の見地から並に社會政策の見地からして短所、唯だ財政收入上長所となる)から之を此に數へるにも及ぶまい。其他、綜合課税下に逋脫され易きものが、源泉課税下に捕捉し得るといふ第一項の利益は、やがて此にいふ長所の中にも加へられ得る。

(註八) 法人に於ける課税のみが、法人留保所得を課し得ることについては、法人に關する重複課税の問題、註二二參照、尙ほ、スタンプに依ると、源泉にて卽ち會社法人にては課税せられ個人の申告には現はれざる頗る大額の所得があつて、此の如き不分配所得は英國で年二億二千萬磅に達すといふ。[8]

(註九) 法人課税のみが、外人株主にも課し得ることについては、法人に關する重複課税の問題、註二三參照。[9]

Einkommensteuer. (Gerloff und Meisel, Handbuch d. Fw. II.) s. 88.

7) 經濟論叢、前出、10. Moll, a.a.O. s. 489.

8) 租税研究、九卷113—114. Stamp, l, c. p. 303.

9) 租税研究九卷、114.

(三)財政收入上

(A)收入大——源泉課稅下に、綜合課稅下よりも一層大な收入を擧げ得る。勿論、其は稅率の高さにも依り、源泉課稅の方法にもかかるのであつて、一概に然りともいへないことではあるけれども、源泉課稅下に逋脫が一層少くなり、法人留保所得にも課し得るやうになり、免稅點以下(綜合課稅であつたとしたら)であるべきものをも摑み得ることになるので、輕小の率にても可なりの收入を擧げ得て、綜合累進課稅よりも一層大收入たり得る。例之、配當の箇人綜合課稅を廢して、法人の處で、普通所得稅の百分五を百分七半に改めることによりて、內國法人の普通所得稅五千六百六十三萬九千七百十八圓の上に、二千八百三十一萬九千八百五十九圓を增し、第二種所得稅の乙の百〇四萬〇二百五十三圓と、第三種所得稅の一億一千一百六十七萬七千六百六十二圓の一割一分九厘九毛卽ち一千三百三十九萬〇一百五十一圓との合計一千四百四十三萬〇四百〇四圓を失ひ、收入が全體上減じないのみならず、却つて增加することになる(註一〇)。尙其上にも前にもいふやうに源泉課稅には綜合課稅に比して徵稅費の減少といふことがあり、源泉課稅に改めることによりて總收入が增大し得るのみならず、純收入もが增大し得といふことがある(註一一)。

(註一〇)　配當所得が第三種所得中の一割一分九九といふことは、今日の租稅統計にてはさうだといふまでで、之が綜合課稅を廢する爲めに、丁度其れだけ第三種所得稅を減ずるのか、或は一層多く減少しはせぬか、とも考へらるる。だからし

て精密に本文にいふ計算になるといふ斷言は出來ない。――統計は昭和三年度に依る。[10]

（註一一）源泉課税の多收につきては拙文、給料税論註九參照。[11]

（B）收入確實――綜合課税下には、人が其課税を逃れやう、税率を低下されやうとして色々と工夫することが起り得る。其の爲め適用さるべき税率階級に動搖を生じ、隨つて税收入も多少不確實となる嫌がある。之に比しては源泉課税の方が、かかる運動の起らぬだけに、税收入一層確實であることを得る（註一二）。

（註一二）源泉課税法の收入の確實については給料税論、註一〇參照。[12]

（四）公平課税上――にはむしろ源泉課税の短所の著しいのを認めなければならぬけれども、併し若干の長所がないのではない。其は何かといふと、

（A）課税物件の遺漏少きを得ること――源泉課税下には、綜合課税下に比して、一層多く遺漏なきことが出來、其丈けにて一層公平に適うといへる。其は前にもいふた處で明なやうに、第一、法人に留保される所得をも摑み得る。此も配當されたものと齊しく、株主社員の經濟地位を高めるものであり、之を逸するのは遺憾である。第二には、配當されたものでも、綜合課税になると捕捉漏れを生ずるのに、源泉課税なれば、一層良く之を摑み得る（註一三）。

（註一三）源泉課税下に、實際所得による義務者の負擔が一層確かに達せられることについては、給料税論註一一參照。[13]

（B）重複課税の嫌を避け得ること――現行綜合課税下にては、法人の配當には、法人に於ても課

10）主税局五十五回統計年報書、3・4・59・
11）經濟論叢前出、12.
12）同上、
13）同上、13.

稅し、箇人についても之を課し、結局二重課稅の嫌がある(註一四)。同一稅の中で同一物件に二度課稅するといふ嫌がある。其は法人と株主社員たる箇人とは別の人格者だといへば差支なきことのやうでもあるけれども、段階の異つた稅にてならば兎に角だが、同一の稅の內にては假令別人格者に歸しても、同一物件と認めらるるものには出來るだけ二重課稅を避けたしとする。旣に此趣旨にて第一種所得と第二種所得との間に、第二種所得と第三種所得との間に重複課稅を避けるやうにして居る。然るに第一種所得と第三種所得との間に尙ほ之を存するのは遺憾である。其れで之を避けるのには、配當については第三種所得課稅のみを行ひ、第一種中の普通所得の中の配當所得への課稅を廢止するか、第三種に於ける配當課稅を止めて第一種法人所得のみにて之を課するかの外ない。卽ち源泉課稅にした方が、今日の制度よりも重複課稅を避けるには有功である問題の重複課稅は、法人と社員箇人とを別の人格者とすれば差支なしといふ見地に對しては、更に我國所得稅が法人を社員箇人よりも別の人格者と見ることに於て徹底して居らぬことからしても、其重さを失はなければならぬ。其は何かといふと、若も法人を社員よりも別人といふことに重きを置くならば、法人所得稅を課するのに、其所得の大小に應じて累進率を適用しなくてはならぬ。然るに之を比例課稅して居るのは、法人所得を以て結局社員株主の箇人の所得に外ならず大資本家も小資本家も之を收得する可能性ありとし、隨つて此等の大小資本家が負擔するとして

の中間率を課したのに外ならぬ。即ち此點に於て法は法人を以て箇人が投資する方便と見て居るのである。第二に、箇人所得の綜合課税の處で法人配當につき四割控除を許して居るのも、法人所得は結局箇人所得となると見て負擔の過重を緩和しやうといふのであり（負債考慮も加はるけれども）、矢張り立法者は重複課税を自認して居るのである。

（註一四）法人に就き、個人と法人と双方に課税する方法が重複課税の嫌あることについては、法人に關する重複課税の問題註六參照[14]。

(C)所得種類による差等課税の行はれ易きこと—源泉課税は所得の大さによる累進課税の行はれ惡い反面に、其品質による差等課税、例之、資産重課の如きものゝ行ひ易いといふ長所を有つ（註一五）。尤も此は綜合課税下にも、既に我第三種所得税で行はれて居るやうに、齊しく行はれ得ることであつて、必ずしも源泉課税のみの長所でもないし、又源泉課税で行はれるとしても、第二種の純資産所得の税を百分四、又は五としつゝ、法人所得を百分七半としては、此資産元素重課の趣旨には逆行することになる。尤も法人の特別の地位に考へて之が重き課税も或度までは差支ないのかも知れない（註一六）。

（註一五）アリクスは、所得の種別課税は所得の異りたる源に差等課税することを一層容易ならしむると爲し、ジェーズは源泉課税は、所得の差等課税原則の適用を許すと爲し、尙ほ、プロイヤーは、資本利子税に關聯して、確實度による動的資本の形式の内部に於ける差等課税（其は一般に源泉課税にも當る）が、累進率に於ける此凡べての投下資本の形式の平等

14）租税研究九卷、101.

なる取扱にてよりも、一層多く、公平なる負擔分配の要求に適することを、人が認めなくてはならぬといふて居る。[15]

（註一六）之については、法人重複課稅の問題註一四參照。[16]

（五）負擔關係上

（A）負擔輕易――源泉課稅の方が、綜合課稅よりも、箇人にとりて負擔の輕易となることは上にもいふ通りである。

（B）負擔便宜――前記のものゝ反面であるが、源泉課稅の方が、社員株主たる各箇人にとりては負擔の上に便宜に適う（註一七）。尤も法人としては不便ではある。けれども此少數の者に於ける不便はありとも、多數箇人にとりて便宜であれば、全體上、選むべきものとされる。

（註一七）源泉課稅の便宜については給料稅論、註六參照。尙ほ、ジェーゾは、源泉課稅が義務者にとりて、無益にして吟味的な、厄介なる政府役人の詮索を除くと爲し、ニヨギは、源泉課稅制下には、納稅者が彼に取りて最便宜なる時に拂ふこととなるから、此が正直なる納稅者に取りて便宜だといふ。[17]

（六）道義政策上――綜合課稅となれば、自ら各箇人の納稅上、逋脫を誘ひ、國民道義を不良にするけれども、源泉課稅となれば、逋脫も比較的少くなり、國民道義が維持されるといふこともある

第二段　源泉課稅の短所

上にいふ如く法人配當の源泉課稅には可なり多くの長所がある。けれども反面に下のやうな短

15) Allix, Traité élémentaire de science des finances. 5 éd. p. 477. Jèze, l. c.p. 383. Bräuer, Ertragssteuern. (Gerloff &. Meisel, Hdb. d. Fw. II.) s. 61.
16) 租稅研究九卷、109—110.
17) 經濟論叢前出、11. Jèze, l. c. p. 383. Niyogi. l.c.p. 245.

所を有つ。

(一)所得及所得稅の性質上――所得といふものは本來からいふと、自然人にのみ存すべき概念であつて(註一八)、隨つて所得稅とは、自然人に入り來る所得を綜合的に課稅するものだといふときに從來の、法人に對する第一種所得稅自身も不都合としなければならぬ、むしろ此は營業收益稅に結合しなくてはならぬといふことにもなる。隨ふては又、第三種所得に於ける法人配當金の綜合課稅を止めて、第一種法人所得の稅率を增加するといふが如きは、尙更らに不當とされなければならぬ。併し又、法人と之を構成する箇人とを全然、別の人格者とすることに重きを置くといふならば(註一九)、從來のやうに法人、箇人双方で所得課稅するといふことも認められる。併しさうなれば、法人配當の第三種所得に於ける綜合課稅を維持した方が宜しいゝ、そして第一種法人所得は所得の大さに應じて累進率を適用するやうにするのが一層合理的のやうである。

(註一八) 所得が自然人のみの概念たることについては法人に關する重複課稅の問題、註二、三、參照。[18]

(註一九) 法人所得と個人所得と別物視する考につきては法人に關する重複課稅の問題、註一三參照。[19]

(二)公平課稅上

(A)公平課稅上の考慮難

(い)其主論據――源泉課稅として法人の處で比例課稅を行ふことになると、今日見るやうな箇

18) 租稅研究九卷、98―99.
19) 同上、107―108.

人に就いての綜合課稅の下に於ける、累進、人的事情の考慮、免稅點など公平課稅の爲めの重要事項が行はれないことになる(註二〇)。但し源泉課稅下に全然、累進が行はれぬといふではない(註二一)。が其にしても累進の度合は此場合には弱いものに過ぎぬ。其れから源泉課稅下にも、資產重課的處置の出來得ることは前にもいふ通りである。處で此箇人に於ける人的綜合課稅が實は所得稅の所得稅たる所以であつて(註二二)、此が源泉課稅の爲めに破られるといふのでは、所得稅の價値を半減するものである。で此は源泉課稅の一大缺點である。尤も現在、第二種の利子所得にて源泉課稅を行ふて居るから、何にも法人配當のみに之を否むには及ばぬではないかともいふが此第二種が抑も例外であり、むしろ之を廢止して、矢張り箇人の綜合課稅の內に入れたいものなのである。此綜合課稅が之について行はれぬのは、此第二種に屬するものには無記名が多く、綜合課稅にすれば逃げられてしまうといふことを恐るゝからである。併し所得稅からいふと、綜合にした爲めに多少の逋脫が出來ても、其は致方もなきことであり、たゞ出來るだけ國民の道義心を伸張し、又徵稅技術の改良を圖つて逋脫を少からしめるやうにする外ない(註二三)。特に第二種中、公社債は無記名が多く、隨つて逃げられる可能性が大いが、銀行預金利子、貸付信託利益は多少、銀行會社には迷惑かも知らぬが、彼等をして一々の持主を申告せしめて、綜合課稅とすることが出來ないことではない。公社債利子だけが逋脫易で、徵稅上困つたものだが、此とても

所得稅の本質に考へて、出來るだけの手を盡して往くといふ精神で、綜合課稅を採ることは出來る。其が出來ぬといふて何時までも源泉課稅を維持して居るやうなら、つまり其は我國には徵稅技術及國民道義が不備なる爲め所得稅を行ふことが出來ないのだと、いはなくてはならない。

（註二〇）源泉課稅が能力に應ずる爲めの課稅上の諸點を考慮し得ぬことについては、給料稅論、註二二參照。會社課稅が人稅の性質を失ふことにつきては、法人に關する重複課稅の問題、註、九、一〇參照。尙ほ、モルは、源泉課稅下には、累進、負債控除、人的事情を考慮する社會的控除の設定が嚴格にいふて可能でないと爲し、ロンベも、源泉原則の適用は稅の個人的給付能力への適應を困難ならしむと爲し、テッシェマッヒアーは、此制度の缺點は、收得者なくして、單なる收益についての課稅が不滿足のものだといふにある。——收益の各箇の收得者への考察が、財政上收入多き差等課稅を許し、一層平等公平なる租稅分配をも可能とすると爲し、ジエーヅは、源泉課稅は、種々の所得源の細分を想定し、別々に適用せられて累進原則の適用を不能でなくとも困難ならしめると爲し、アリクスは、種別課稅制は、納稅義務者の全體上の地位を考慮に取ることを除外するものだといふ。[20]

（註二一）之については拙文、地租及營業稅に於ける累進課稅參照。スタンプも、源泉課稅は、其性質にては客觀的だが、同時に柔くせられて、餘程累進的とせられ、且つ個人的事情に適應せしめられることとなる。卽ち其性質、主觀的でもあるといふ。[21]

（註二二）アンドレーは、所得稅が收益稅の前に、社會的立脚點から有つ原則上の利益は、唯だ所得全體のみが、納稅義務者の主觀的給付能力の爲めに、實際の支持點を與ふることだといふ。[22]

（註二三）モルは、所得稅の理想型は、賦課が單に納稅義務者の絕對に正直なる申告に基きて生ずるものにありと爲す[23]

（ろ）附帶施爲——かくて公平課稅上は、法人配當の箇人に於ける綜合課稅を維持すべしとする

20）經濟論叢前出、17. 租稅研究九卷、102—103, Moll, a.a.O. s. 490. Rompe, a.a.O. s.97. Teschemacher, a.a.O. s. 88. Jèze, l.c.p. 384. Allix, l.c.p. 477.
21）租稅研究十卷、76. 以下、Stamp, l.c.p. 301.
22）Andreae, Bausteine zu einer universalistischen Steuerlehre. s. 104.
23）Moll, a.a.O. s. 487.

が、然るときには、法人を單に箇人が營利を爲す手段との見地に依れば、第一種法人所得の課稅の主なるものは最早止めにして良くなる。けれども尙ほ留保所得だけは課稅しなくてはならず（外國法人稅、外國人へ行く配當の課稅も殘らなくてはならず）、超過所得、淸算所得の課稅も保存されて良い。で第一種の全部を止めるには及ばぬ。又、箇人に於ける綜合課稅に際し、法人配當の四割控除は之を全廢するか、乃至は實際利子控除に改めるのが至當である。併し又、法人の獨立の人格と云ふことに重きを置くときには、箇人に於て法人配當の綜合課稅をすると共に、法人にても配當所得に課稅して可であり、法人に就き其普通所得の大小に應じて比例でなくて累進課稅を行ふても良い。

(B)轉嫁可能性大――綜合課稅だと義務者に於て轉嫁難といふことがあつて、所得稅の直接稅としての本來の期待に適うのであるが、源泉課稅だと、法人配當につき本來稅を負ふべき筈の社員株主からいふと、之を法人に追つける可能性があり、法人からしては更に營業費中に込めて消費者又は其他の關係者に轉嫁しやうといふことになる可能性が大い。隨ふては、所得稅としては期待に反した負擔の干係を生じ、不公平なる負擔を生ずることになり易い。

(三)財政收入上――源泉課稅だと、收入の屈伸力が小くなるといふ缺點がある。綜合課稅だと、色々の源より生ずる所得を一緒にして課すから、必要に應じて稅率を增減して收入を增減せしめる

ことが行ひ易いけれども、源泉課税だと税率の増減は直ちに、株券市價に影響して、其株主財産の沒收又は贈與となるので、其は避くべきものとせられる。隨て税率の増減を行ひ難しとする。

(四)經濟上――源泉課税となると、其税額だけ、明かに其法人營業の營業費を増加せしめ、其營業を壓迫するを免れない。其は箇人に於ける綜合課税にすればなくて濟む。源泉課税に經濟上有利なものあることは前にいふ通りだが、此の如き不利な點も存することは見逃してはならぬ。尤もかくして法人營業費は源泉課税の爲めに大くなるけれども、他方、株主特に大資本家たる株主が進んで投資することにより、低き利廻にても投資することになつて、其處に埋合せがつき、全體上、産業の壓迫とならずして却つて進捗となるかも知れない。且つ又營業費が嵩むに刺戟せられて、經營の一層合理化を促すといふことがあるでもあらう。

(五)課税技術上――法人配當の綜合課税は逋脱が易く捕捉が六つかしいのに、源泉課税なれば之と反對だといふけれども、實は其は大したことではない。株式には記名が多いから、綜合課税としても幾らか面倒であつても、殆んど漏れなく摑める。其は公社債の如き無記名の多きものと異るだからして源泉課税の技術上の長所は大した重きを成すものでなく、此點にては綜合制にても忍び得る。

(六)社會政策上――源泉課税が、全體上、會社法人、而かも一層有力なる大會社を有利とするだけ資本家の勢力を强め、中以下の者を不利とするもいへる(註二四)。尤も見方によりては、其大資本家的事業の發達によりて之に從事する勞働者使用人の地位を維持し向上せしめるといふこともあ

るから、左まで心配するには及ばぬのかも知れない。

（註二四）中等階級政策上、法人重課の勸められることについては、法人に關する重複課税の問題、註一四參照。[24]

（七）負擔關係上――源泉課税だと、課税技術上、官廳にとりては簡單であり、箇人としては負擔上便宜に合するけれども、法人にとりては不便厄介なりといふことがある（註二五）。綜合課税だと、さういふものはないともいへる。尤も源泉課税としても、前にいふやうに第一種法人所得の課税の率を引上ぐるに止めるならば、別に法人に此厄介を加ふることにはならぬ。

（註二五）源泉課税の複雜厄介については、給料税論、註二四、參照。[25]

結論

以上要之、法人配當の課税方法は、所得税に於ける一難題である。之が源泉課税にも長所なき譯でなく、經濟上、財政收入上、課税技術上などには重大な利益をもつ。けれども此には公平課税上に重大なる缺點を有ち、所得税の本來の性質にも合はぬ。それに收入上、經濟上にも若干の不利があり、課税技術上の長所とて、此法人配當については綜合課税にても相當に目的を達し得て、源泉課税に依らなくてならぬほどでなく、かくて全體上、此につき源泉課税に移るのには躊躇せしめる。併し源泉課税にも相當に重大長所があるから、絶對に之を否定することは出來ないたゞ然るときは、此のみならず給料所得の源泉課税をも行ふて然るべきであり然るときは、又、所得税の破産又は解體といふことになるとも見られる。其が課税方法の進歩か退歩かは見る人の見方によりて大に異るであらう。

24）租税研究九卷、110.
25）經濟論叢前出、18.